

平成 24 年 11 月 16 日

各位

青森県信用組合  
理事長 森山哲夫

不祥事件発生のお知らせとお詫びについて

この度、誠に遺憾ながら、当組合元職員による下記の不祥事件が発生いたしました。  
日頃よりお取引いただいておりますお客さま、組合員の皆さま、そして地域の皆さまにご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。  
当組合といたしましては、かかる事態を招いたことを厳粛に受け止め、役職員一同深く反省するとともに、再発防止に向けて法令等遵守態勢の一層の強化に向け全力で取り組んでまいります。

記

1. 事件の内容

事故者	当組合の元職員(男性 48 歳)
発覚日	平成 24 年 10 月 7 日
発生店	大湊支店、むつ営業部、大畑支店
事件の概要	平成 19 年 8 月から平成 24 年 9 月にかけて、上記発生店で取引のある事故者本人の親戚等の氏名を無断で使用し、ローン申込書等の債権書類を偽造のうえ、その融資資金を詐取しました。
被害金額等	累計被害金額 23 回、22,800 千円 同被害金額残額 17 件、16,099 千円(事件発覚時) お客様には被害が及んでおりません。また、当組合被害金額は、事故者より全額回収されております。

2. 関係機関への届出等

本不祥事件につきましては、青森警察署へ通報しております。また、法令に基づく届出を監督官庁に行っております。

3. 関係者の処分

元職員につきましては、平成 24 年 11 月 5 日付で懲戒解雇処分といたしました。  
また、常勤役員並びに管理監督職員に対し、減俸、減給等の処分を行いました。

4. 再発防止等

当組合は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つと位置付けておりますことから、今回の事件を厳粛に受け止め、更なる内部管理態勢の充実・強化を図り、不祥事件再発防止に向けて、役職員一丸となって取り組んでまいります。

以上